

総合地球環境学研究所研究教育部規則

令和 6 年 4 月 8 日 制 定  
規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所組織運営規則（平成 16 年 9 月 14 日制定規則第 2 号）第 3 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の研究教育部の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 研究教育部は、総合地球環境学に関連した教育・研究活動等を推進するため、次に掲げる領域をもとに、研究教育職員（人間文化研究機構特定有期雇用職員規程に定める特任研究員を含む。）で構成する。

- (1) 文化科学
- (2) 物理科学
- (3) 生命科学
- (4) 数理情報科学
- (5) (1),(2),(3),及び(4)以外の領域

(研究教育部長)

第 3 条 研究教育部に研究教育部長を置く。

- 2 研究教育部長は、所長が指名する副所長をもって充てる。
- 3 研究教育部長は、研究教育部の業務を掌理する。
- 4 研究教育部長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 研究教育部長が欠員となった場合の後任の研究教育部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、研究教育部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。